

京都府と京都市が協調して取り組む

府市協調

飲食店に対する営業時間短縮の要請

（特措法第24条第9項に基づく要請）

- ① 区域 京都市
- ② 期間 令和2年12月21日～令和3年1月11日
- ③ 実施内容

対象施設	要請内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 接待を伴う飲食店（キャバレー、スナック等） ・ 酒類を提供する飲食店等（バー、ナイトクラブ、カラオケ、居酒屋、ビアホール、レストラン等） 	午前5時～午後9時の間の営業を要請

時間短縮要請協力店舗への協力金の支給

店舗への支給額	1店舗あたり、時短要請に応じた1日あたり4万円 （定休日・年末年始の休みは除く）
条件	下記全てを満たす店舗 <ul style="list-style-type: none"> ① 上記1の対象施設を営む中小企業・団体及び個人事業主 ② ガイドライン推進京都会議のステッカーを掲示していること又は業種別ガイドライン等を遵守していること ③ 要請日以前から営業していること（営業時間が午後9時までの店舗は除く） ④ 時短要請した全ての期間、営業時間短縮に協力していること